

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 の項の規定に基づき、次のとおり行政処分を行ったので、お知らせします。

記

被処分者

1. 住所：香川県高松市牟礼町原 1410 番地
2. 氏名：有限会社香川テクノ産業 代表取締役 樋口 和人

許可の種類

産業廃棄物収集運搬業 許可番号 第 09710082693 号

処分年月日

令和 5 年（2023 年）8 月 17 日

処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

処分理由

法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当するに至ったため。

有限会社香川テクノ産業は、令和 5 年 5 月 25 日に高松地方裁判所より破産開始決定を受けていたことが判明した。

この事実により、同社は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し事由（法第 14 条第 5 項第 2 号イ＜同号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロ（欠格要件：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）＞）に該当する。